

第三期特定健康診査等実施計画

三重県歯科医師国民健康保険組合

目 次

【序 章】	計画策定にあたって	1
【第 1 章】	目標	4
【第 2 章】	対象者数	5
【第 3 章】	実施方法	6
【第 4 章】	個人情報の保護	1 1
【第 5 章】	特定健康診査等実施計画の公表・周知	1 1
【第 6 章】	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	1 2
【第 7 章】	その他	1 2

序章 計画策定にあたって

1 趣旨

我が国では、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度などにより、世界最高クラスの平均寿命と高い保健医療水準を達成しています。しかし医療費については、急速な高齢化や生活スタイルの変化、健康格差の拡大により、非感染性疾患を中心に増大し続けているのが現状です。そこで平成 20 年度から、高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病の予防に資するために、メタボリックシンドロームの概念に基づく特定健康診査・特定保健指導の実施が、「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「法」という。）により、各医療保険者に義務づけられました。

本組合においても、国の「特定健康診査および特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」（法第 18 条）（以下「基本指針」という。）に基づき、「特定健康診査等実施計画（第 1 期 平成 20～24 年度）（第 2 期 平成 25～29 年度）」（法第 19 条）を策定し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療、重症化予防の取組を進めてきました。

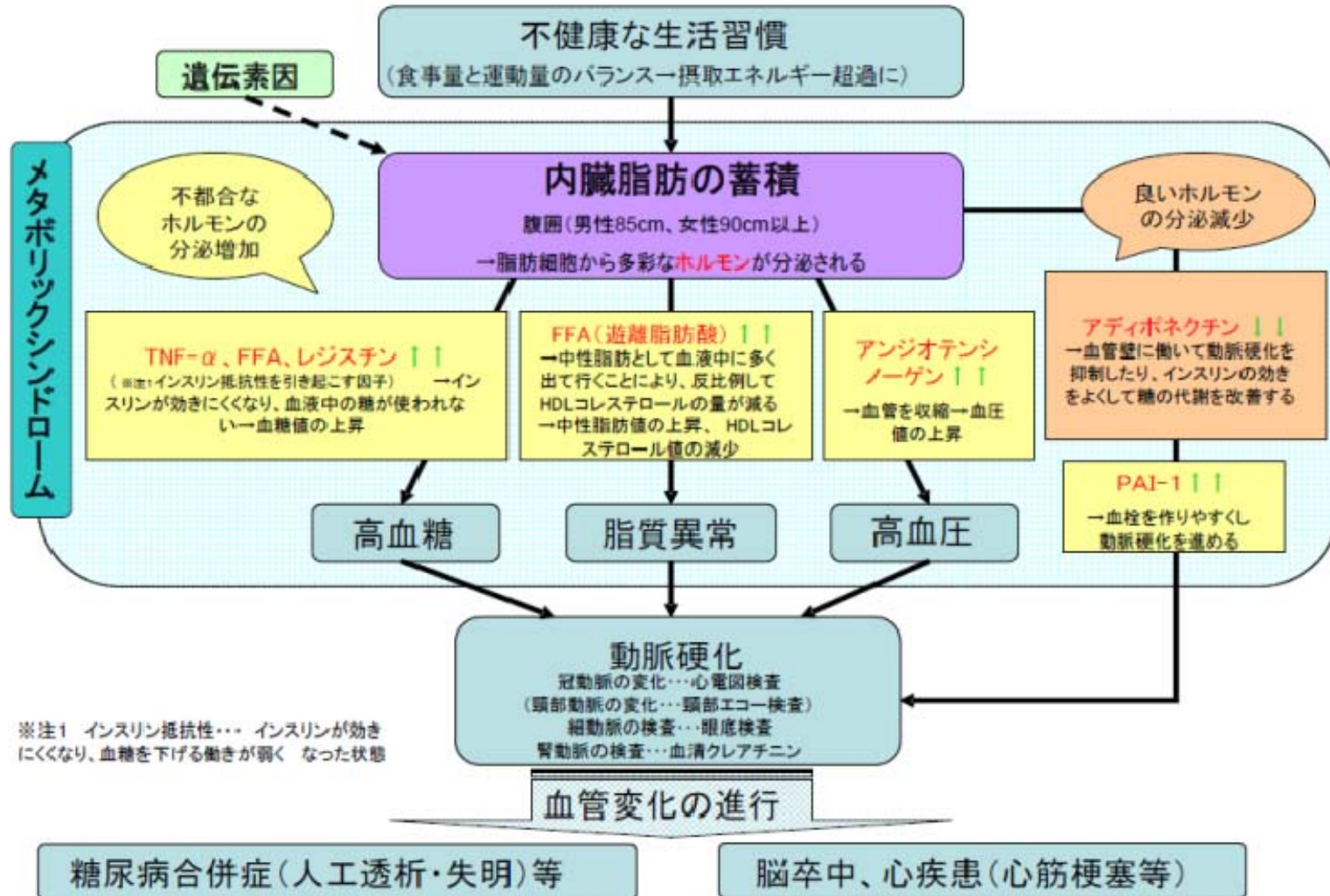
第 3 期計画においては、そうした取組をさらに推進し、健康づくりの気運を高め、特定健康診査・特定保健指導の実施率を向上させていくことが必要です。

2 特定健診・保健指導の対象となる生活習慣病

特定健康診査等は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させるために実施するものです。

3 メタボリックシンドロームという概念への着目

メタボリックシンドロームは内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血糖、脂質異常、高血圧を引き起こす病態であり、それぞれが重複した場合、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなり、逆に内臓脂肪を減少させることで、それらの発症リスクの低減が図れるという考え方を基本としたものです。



参考資料: 今後の生活習慣病対策の推進について(中間とりまとめ)平成7年9月15日 厚生科学審議会健康増進学費部会

4 生活習慣病予防のための健診・保健指導の基本的な考え方について

項目	特定健診等
健診・保健指導の関係	内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする者を抽出する健診
特徴	結果を出す保健指導
目的	内臓脂肪型肥満に着目した早期介入・行動変容 (リスクの重複がある対象者に対し、医師、保健師、管理栄養士等が早期に介入し、行動変容につながる保健指導を行う)
内容	自己選択と行動変容 (対象者が代謝等の身体のメカニズムと生活習慣との関係を理解し、生活習慣の改善を自らが選択し、行動変容につなげる)
保健指導の対象者	健診受診者全員に対し、必要度に応じ、階層化された保健指導を提供 (リスクに基づく優先順位をつけ、保健指導の必要性に応じて「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」を行う)
方法	健診結果の経年変化及び将来予測を踏まえた保健指導 データ分析等を通じて集団としての健康課題を設定し、目標に沿った保健指導を計画的に実施 個々人の健診結果を読み解くとともに、ライフスタイルを考慮した保健指導
評価	アウトカム（結果）評価
実施主体	医療保険者

5 計画の性格

この計画は、国の特定健康診査当基本指針に基づき、本国保組合が策定する計画であり、都道府県医療費適正化計画と十分な整合性を図るものとします。

6 計画の期間

第3期の実施計画期間は平成30年度から平成35年度までの6年間と定め、平成35年度に見直すこととなります。

第1章 目標

1 特定健診等の実施及び成果に係る目標値を設定し、その達成に向けた取組を強化する。

○特定健診の受診率（又は結果把握率）

○特定保健指導の実施率（又は結果把握率）

○目標設定時と比べた内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率

2 本国保組合の目標値

特定健康診査等基本指針に掲げる参酌標準をもとに、本国保組合における目標値を下記のとおり設定する。

目標項目	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健診の受診率 （又は結果把握率）	67%	68%	69%	69%	70%	70%
特定保健指導の実施率 （又は結果把握率）	5%	10%	15%	20%	25%	30%
内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率						25%減少 (20年度対比)

第2章 対象者数

1 特定健診・特定保健指導実施年度の該当被保険者数（推計：平成30年度～平成35年度）

年齢	平成30年度			平成31年度			平成32年度			平成33年度			平成34年度			平成35年度		
	被保険者数			被保険者数			被保険者数			被保険者数			被保険者数			被保険者数		
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
0～39	555	1,694	2,249	542	1,663	2,205	529	1,633	2,162	517	1,605	2,122	508	1,579	2,087	500	1,555	2,055
40～64	574	1,084	1,658	573	1,116	1,689	573	1,152	1,725	574	1,189	1,763	576	1,228	1,804	579	1,268	1,847
65～74	170	132	302	182	134	316	195	136	331	209	138	347	223	140	363	239	142	381
40～74計	744	1,216	1,960	755	1,250	2,005	768	1,288	2,056	783	1,327	2,110	799	1,368	2,167	818	1,410	2,228
合計	1,299	2,910	4,209	1,297	2,913	4,210	1,297	2,921	4,218	1,300	2,932	4,232	1,307	2,947	4,254	1,318	2,965	4,283

※ 平成24年度から平成28年度までの5年間における3月31日現在の被保険者状況をもとに、平成30年度から平成35年度までの4月1日現在の性・年齢階層別被保険者数をそれぞれの階層別に平均伸び率を乗じて推計したものの。

2 年度別目標値とその対象者数

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健診の対象者数（推計） ①	1,960人	2,005人	2,056人	2,110人	2,167人	2,228人
特定健診の受診率 ①×割合 ②	67% (1,313人)	68% (1,363人)	69% (1,419人)	69% (1,456人)	70% (1,517人)	70% (1,560人)
特定保健指導の実施率 ②×割合 ③	5% (8人)	10% (16人)	15% (25人)	20% (34人)	25% (44人)	30% (54人)
メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率 ④	人	人	人	人	人	人
	—	—	—	—	—	25%

第3章 実施方法

1 特定健康診査の実施方策

特定健康診査においては、集合契約に参加している医療機関並びに本国保組合にて個別契約した医療機関で行うものとする。

①対象者

毎年度、当該年度の4月1日における被保険者であって、当該年度において40歳以上74歳以下の年齢に達する者。ただし、次の者を除く。

- 妊産婦
- 刑事施設、労役場、その他これらに準ずる施設に拘禁されている者
- 国内に住所を有しない者
- 病院又は診療所に6月以上継続して入院している者
- 法第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所又は入居している者

対象者に対しては受診券を送付し、受診券の提示により健診が受診できるものとする。

②実施場所と期間

特定健康診査の実施場所と期間は毎年度受診者のニーズに合わせて見直しを行い、ホームページ等で周知を図る。

- 集合契約に参加している各医療機関
- 本国保組合が個別契約した次の各健診機関又は、健診機関の健診バスを利用

健診機関名	住所	電話番号
一般財団法人 三重県産業衛生協会	〒511-0068 桑名市中央町 3-23 桑名シティホテル 2F	0594-22-1010
一般財団法人 近畿健康管理センター	〒514-0131 三重県津市あのかつ台 4丁目 1番 3	059-253-7426
松阪市健診センター	〒515-0073 松阪市殿町 1550	0598-23-7561

- 実施期間は保健指導との関係で6月から12月とする。

③実施項目

【基本的な健診の項目】

- 質問票（服薬歴、喫煙歴等）
- 身体測定（身長、体重、BMI、腹囲）
- 理学的検査（身体診察）
- 血圧測定
- 血液検査
 - ・脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
 - ・血糖検査（空腹時血糖、HbA1c）
 - ・肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
- 尿検査（尿糖、尿蛋白）

【詳細な健康診査の項目】

一定の基準の下、医師が必要と判断した場合に以下の検査を実施します。

- 貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）
- 心電図検査
- 眼底検査
- 血清クレアチニン検査

④外部委託の有無

全面的に外部への委託により実施する。

⑤外部委託者の選定に当たっての考え方

- 選定基準は、厚生労働省令である「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき厚生労働大臣が告示にて定める外部委託に関する基準を満たしている機関であること。
- 選定方法は、過去の基本健診の委託状況と提出された見積書の金額等を総合的に比較検討し、選定する。

⑥特定健康診査自己負担額

特定健康診査対象者において自己負担額は無しとする。

⑦周知・案内方法

○健康診査の実施

個人ごとに受診券を送付し、特定健康診査の実施を周知する。

○健診結果

健診結果を受診者本人に伝えるとともに、健診結果の見方や生活習慣病に関する基本的な知識など、生活習慣病を見直すきっかけとなる、健康に関する「情報提供」を行う。情報提供は、健康診査の受診者全員を対象とし、年1回健診結果と同時に行う。

⑧特定健康診査データの保管

特定健康診査に関するデータは、原則として5年間保存とする。

3 特定保健指導の実施方策

目的は、対象者を生活習慣病に移行させないことである。そのために、対象者自身が健診結果を理解して、体の変化に気づき、自らの生活習慣を振り返り、生活習慣を改善するための行動目標を設定する。また、その行動目標を自らが実践できるよう支援することで、対象者が自分の健康に関するセルフケア（自己管理）ができるようになることを目的とする。

①実施場所

- 集合契約に参加している各医療機関
- 本国保組合が個別契約した次の各健診機関

健診機関名	住所	電話番号
一般財団法人 三重県産業衛生協会	〒511-0068 桑名市中央町 3-23 桑名シティホテル 2F	0594-22-1010
一般財団法人 近畿健康管理センター	〒514-0131 三重県津市あのかつ台 4 丁目 1 番 3	059-253-7426
松阪市健診センター	〒515-0073 松阪市殿町 1550	0598-23-7561

②実施時期

特定健康診査結果に基づき、特定健康診査が終了した翌月から実施する。

③実施内容

「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づき、内蔵脂肪の蓄積に着目し、生活習慣病リスク数に応じた保健指導対象者の選定を行い、「動機づけ支援」、「積極的支援」に階層化した上で、対象者が身体のメカニズムと生活習慣の関係を理解し、生活習慣の改善を自ら選択し、行動変容に結びつくように支援を行う。

ア 動機づけ支援

- ・対象者：生活習慣の改善が必要で、改善の意思決定の支援を要する方
- ・支援期間及び頻度：原則1回の支援とする。
- ・内容：対象者自らが生活習慣改善のための行動目標を設定し、面接による支援と3ヶ月経過以降に実績の評価を行う。

イ 積極的支援

- ・対象者：生活習慣の改善が必要で、継続的な取組みの支援を要する方
- ・支援期間及び頻度：3ヶ月以上継続した支援とする。
- ・内容：設定した行動目標を、対象者が自主的かつ継続的に行えるよう、定期的かつ継続的な面談等による支援と、3ヶ月経過以降に実績の評価を行う。

④特定保健指導対象者の選定（重点化）の方法

○基本的な考え方

予防効果が大きく期待できる特定保健指導の対象者を明確にするため、保健指導対象者の選定（重点化）を行う。

○優先順位の考え方

生活習慣病の未然防止のため特に必要と思われる人を優先として対象とする。

⑤周知・案内方法

特定保健指導対象者に、指導の開始を周知する。

⑥特定健康診査データの保管

特定保健指導に関するデータは、原則として5年間保存とする。

第4章 個人情報保護

1 記録の保存方法

○保存方法、安全性を確保する方法、保存年限と保存年限経過後の取扱い

①本国保組合は、代行機関である国保連合会が提供する「特定健診等データ管理システム」において、ネットワーク経由で接続するデータベースの形で個人的、計年別に一括して整理保管する想定であることから、必要な措置をとるものとする。

②保存年限については、前述「特定健診等データ管理システム」における最大保存期間によるが、義務付けられている保存年限である5年間は、最低でも保存することとする。

③保存年限を経過後の取扱いについても、前述「特定健診等データ管理システム」の保存年限によるが、原則とされている本人への提供を適宜、必要に応じて（毎年順次）行うものとする。

○保存体制

本国保組合のデータ保護管理体制については、本国保組合の規定「個人情報保護管理規定」において定められたものによる。

2 既存の管理ルールの見直し

○個人情報の取扱いについては、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を再確認するとともに、必要に応じて、本国保組合の個人情報に関する規定等の見直し、新たなルールの制定を行うものとする。

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

1 実施計画書の公表方法

○ホームページにおいて、同計画書を公表する。

2 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法

○本国保組合の母体団体である三重県歯科医師会の各種講習会にて、パンフレット等を設置する。

○ホームページにおいて、計画書と共に趣旨の普及啓発のための広報をする。

○本計画書にはないが、その都度適当と考えられる場合には普及啓発活動を実施する。

第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

1 実施計画の評価方法

特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率等について、客観的に評価を行う。

2 実施計画の見直し

計画の見直しについては、毎年度目標の達成状況进行评估し、必要に応じて見直しを行うものとする。

第7章 その他

特定健康診査、特定保健指導において問題が生じた場合、その都度理事会において協議するものとする。